

手話通訳者を 派遣します

対象者

- ・市内に在住・在勤の聴覚障がい者、家族、関係者等

派遣の範囲

- ・埼玉県内

※ただし、必要に応じて県外へも派遣します

派遣できる時間

- ・8時30分～22時まで

※ただし、緊急の場合は、時間外でも派遣します

派遣の費用

- ・無料

※ただし、入場料や県外交通費は、申請者の負担となります。

★通訳の内容は外部にもりません★

こんなとき、ご利用ください

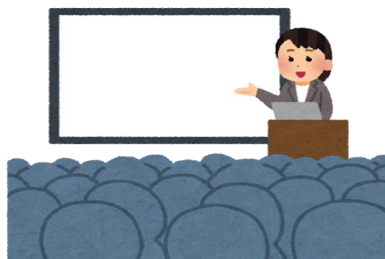
医療 病院の診察、健康診断など



教育 保育所、学校の懇談会、入学式、卒業式など



職業 会社説明会、面接、社内会議など



生活 市役所、銀行、介護施設への相談や各種手続きなど



その他 各種大会、会議、講演など



手話通訳が 必要なときは

事務所にお越しいただくか、FAX、メール
でお申込みください。

お申込みの際は、次の内容を記入のうえ、
早めに予約してください。

- ① 住所
- ② 氏名
- ③ FAX・電話番号・メールアドレス
- ④ 手話通訳が必要な日
- ⑤ 手話通訳が必要な時間
- ⑥ 場所
- ⑦ 内容

社会福祉法人北本市社会福祉協議会

住 所 北本市高尾1-180
電 話 593-2961
FAX 592-6460
メール kitasyuwa@mb.jnc.ne.jp

手話通訳者が事務所にいる時間

月～土曜日 8時30分～17時15分

案内図



社会福祉法人北本市社会福祉協議会
(北本市総合福祉センター内)

〒364-0034 北本市高尾1-180

電 話 593-2961

FAX 592-6460

メール kitasyuwa@mb.jnc.ne.jp

手話通訳者 派遣事業の しおり



社会福祉法人
北本市社会福祉協議会